

## 令和4年度釜石大槌地区行政事務組合人事行政の運営等の状況

### 1 職員の任免及び職員数の状況

#### (1) 職員の任免

令和4年度において、退職4人、採用3人でした。

#### (2) 職員数（各年度4月1日現在）

##### ア 部門別

区 分	令和4年度	令和3年度	対前年度増減数
総務課	4人	4人	0人
汚泥再生処理センター	0人	0人	0人
<b>事務局計</b>	<b>4人</b>	<b>4人</b>	<b>0人</b>
釜石消防署	(2) 49人	(2) 48人	(0) 1人
大槌消防署	35人	37人	(0) △2人
消防本部	(1) 23人	(1) 22人	(0) 1人
<b>消防計</b>	<b>(3) 107人</b>	<b>(3) 107人</b>	<b>(0) 0人</b>
<b>合 計</b>	<b>(3) 111人</b>	<b>(3) 111人</b>	<b>(0) 0人</b>

(注) ( )は、再任用職員を外数で表示しています。

##### イ 級別

職務の級	事 務 局		消 防 本 部	
	職 階	人 数	職 階	人 数
1級	主事補・主事	0人	消 防 士	25人
2級	主 任	0人	消防副士長	15人
3級	主 査	1人	消防士長	(3) 16人
4級	係 長	1人	消防司令補	32人
5級	主幹・課長補佐	1人	消防司令	13人
6級	課 長	0人	消防司令長	5人
7級	事務局長	1人	消 防 監	1人
	<b>合 計</b>	<b>4人</b>		<b>(3) 107人</b>

(注) ( )は、再任用職員を外数で表示しています。

### 2 職員の人事評価の状況

事務局は、職員の人材育成を目的とした釜石市の人事評価制度に準じて、業務及び能力開発に係る目標の設定、所属長等の評価者面談による評価を実施し、評価結果のフィードバックにより次年度人事評価の目標設定に反映しています。

消防本部は、平成29年3月制定の「釜石大槌地区行政事務組合消防職員の人事評価実施規程(平成29年釜石大槌地区行政事務組合訓令第6号)」に基づき、平成29年度から実施しています。

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費

区 分	歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和4年度	1,395,451 千円	956,861 千円	68.6%
令和3年度	1,658,092 千円	941,732 千円	56.8%

#### (2) 給与費

区分	給 与 費				1 人 当 たり 給 与 費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
R4	421,981 千円	124,279 千円	171,632 千円	717,892 千円	6,467 千円
R3	417,038 千円	115,817 千円	165,609 千円	698,464 千円	6,292 千円

(注1) 職員手当には、退職手当及び児童手当は含みません。

(注2) 再任用職員は含みません。

#### (3) 職員手当の内容

##### ア 時間外勤務手当

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
令和4年度	28,309 千円	202 千円
令和3年度	20,936 千円	216 千円

(注) 再任用職員は含みません。

##### イ 期末勤勉手当

区 分	6 月 期	12 月 期	合 計
期末手当	(0.675) 1.225 月分	(0.675) 1.225 月分	(1.35) 2.450 月分
勤勉手当	(0.450) 0.925 月分	(0.500) 1.025 月分	(0.95) 1.950 月分

(注) ( )は、再任用職員。

##### ウ その他の手当

区 分	摘 要
扶養手当	①配偶者 6,500 円
	②22歳以下の子 10,000 円
	③父母等 6,500 円
	※15歳から22歳までの子は5,000円加算。 ※父母等とは、60歳以上の父母・祖父母、22歳以下の孫・弟妹、重度心身障害者
住居手当	貸家・間借 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、その家賃の額に応じて最高27,000円まで支給

通勤手当	① 交通機関利用者 実支給限度額 45,000 円 ② 自家用自動車利用者 距離に応じて 3,000 円から 20,900 円を支給
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に勤務した場合、勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を支給
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において勤務した場合、勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を支給

#### エ 特殊勤務手当

区 分	摘 要
救急出場手当	救急処置、搬送等の業務に従事した消防職員に対し、1 回 1 人当たり支給 救急救命士 600 円 機関員 450 円 救急隊員 300 円
災害出動手当	火災、その他災害（地震・津波・高潮・強風・土砂崩れ・河川増水等一切の災害を含む。）に出動した消防職員に対し、1 回 1 人当たり支給 はしご隊員 600 円 機関員 450 円 その他消防職員 300 円
夜間特殊勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した消防職員に対し、1 回 1 人当たり支給 ① 勤務時間が深夜の全部を含む場合 980 円 ② 勤務時間が深夜の一部を含む場合 650 円

#### オ 退職手当

区 分		自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分

#### カ 特別職等の報酬

区 分	定 数	年額報酬
管理者	1 人	20,000 円
副管理者	1 人	15,000 円
監査委員	2 人	9,000 円
議会議長	1 人	20,000 円
議会副議長	1 人	15,000 円
議会議員	8 人	10,000 円

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間

区 分	1 週間の勤務時間	始 業	終 業
毎日勤務者	38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分
隔日勤務者	38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	始業翌日の午前 8 時 30 分

##### (2) 休憩時間

毎日勤務者	正午から午後 1 時までの 1 時間
隔日勤務者	午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分までに 1 時間及び午後 5 時 15 分から午後 7 時 15 分までの間に 1 時間並びに翌日の午前 6 時から午前 7 時までの間に 30 分。仮眠時間は 6 時間

##### (3) 週休日及び休日

区 分	週 休 日	休 日
毎日勤務者	日曜日及び土曜日	国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
隔日勤務者	4 週間ごとの期間につき 8 日間	

##### (4) 休暇

###### ア 年次有給休暇等

区 分	対象職員数	平均取得日数
事務局	2 人	11.3 日
消防本部	105 人	13.7 日

###### イ 病気休暇及び介護休暇

区 分	人 数	件 数	日 数
病気休暇	12 人	12 件	228 日
介護休暇	0 人	0 件	0 日

(注 1) ア、イともに令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日。

(注 2) ア 対象職員数はその期間に在籍した全ての職員数。

(注 3) イ 人数、件数、日数ともに延べ数。

#### 5 職員の休業の状況

令和 4 年度は、育児休業の取得はありません。

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分

処分の事由	休職	降任	免職	合計
勤務成績がよくない場合		0件	0件	0件
心身の故障のため、職務への遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合		0件	0件	0件
職に必要な適格性を欠く場合		0件	0件	0件
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合		0件	0件	0件
心身の故障のため、長期の休養を要する場合	0件	0件	0件	0件
刑事事件により起訴された場合	0件			0件
合 計	0件	0件	0件	0件

### (2) 懲戒処分

処分の事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令等に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件
合 計	0件	0件	0件	0件	0件

## 7 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務免除

免除の事由	免除件数
研修を受ける場合	0件
厚生に関する計画の実施に参加する場合	0件
任命権者が定める場合	2件
合 計	2件

### (2) 営利企業等の従事許可

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可の件数	0件	0件

## 8 職員の退職管理の状況

「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）」により地方公務員法等が改正されたことから、当組合では釜石大槌地区行政事務組合職員の退職管理に関する規則（平成 29 年釜石大槌地区行政事務組合規則第 6 号）を制定し対応しています。

## 9 職員の研修の状況

区 分	研 修 の 概 要
事 務 局	ハラスメント相談窓口相談員向け研修等
消防本部	消防職員初任教育、消防職員幹部教育(初級・中級、上級) 消防職員専科教育(火災調査科・予防総合科・救急科・救助科)、消防職員特別教育(土砂災害消防活動講習、女性活躍推進、無線通信講習)、指導救命士養成研修、救急救命士気管挿管病院実習、救急救命士養成研修、救急救命士就業前研修、救急救命士就業再教育研修、災害情報システム操作研修、広域災害救急医療システム操作研修、警防実務研修、危険物取扱者保安講習、消防用設備等実務研修、予防・広報講習、2級小型船舶操縦士免許取得研修、大型自動車免許取得講習、小型移動式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習、酸素欠乏・硫化水素危険物作業主任者講習、ハラスメント対策研修

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康管理

区 分	受 診 状 況		
	対 象 者	受 診 者	受 診 率
生活習慣病予防健診	106 人	105 人	99.1%
胃部検診	66 人	51 人	77.3%
大腸がん検診	65 人	64 人	98.5%
胸部検診	106 人	105 人	99.1%
前立腺がん検診	9 人	9 人	100.0%
乳がん検診	一人	一人	— %
子宮がん検診	2 人	2 人	100.0%

(注) 再任用職員は含みません。

### (2) 福祉の向上

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 42 条において、職員の福利厚生計画を樹立し実施することが義務付けられており、当組合では県内の市町村等職員を会員とする一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構に加入し、機構が実施する事業により、職員やその家族の健康や生活の福祉向上を図っています。

#### ア 公費負担額等

項 目	金 額 等	備 考
会員掛金額	2,486 千円 (A)	会員数 111 人 (E)
公費負担額	1,621 千円 (B)	
公費負担額 (会員 1 人当たり)	14,604 円 (C)	C= B/E
公費負担率	39.5% (D)	D= B/(A+B)

イ 公費が充当されている個人給付事業

項 目	内 容
公益事業	奨学金給付、「思い出・記録集」づくり支援事業
現職者健康福祉事業	ライフプラン支援事業、厚生事業、元気回復事業 遺児育英金、検診・健康支援事業
現職者医療補助金等事業	給付事業、医療補助金、無給会員見舞金
退職者福祉事業	医療補助金、入院見舞金、長寿祝、死亡弔慰金
貸付事業	生活資金貸付事業

(3) 公務災害等

項 目	前年度末 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件数	年度末 未処理件数
			公務上	公務外		
公務災害	1 件	4 件	5 件	0 件	0 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

(4) 職員の利益の保護

ア 職員の勤務条件に関する措置の要求

令和 3 年度末継続件数	令和 4 年度中新規要求件数	令和 4 年度末継続件数
0 件	0 件	0 件

イ 職員の不利益な処分に関する不服申し立て

令和 3 年度末継続件数	令和 4 年度中新規要求件数	令和 4 年度末継続件数
0 件	0 件	0 件